平成２２年（フ）第４９２号
北九州市小倉南区西水町９番７号103
債務者　小椋ヤス子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０４号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目９番14―502号
債務者　平野　大輔
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０６号
北九州市八幡西区東折尾町14番１号
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９２号
福島県田村郡小野町大字飯豊字中田88番地
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
福島県郡山市熱海町上伊豆島字上町71番地
債務者　渡邉　喜浩
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
福島県白河市新白河３丁目23番地　グリーンパレス新白河３階―308号室、前住所福島県白河市鬼越53番地４
債務者　鈴木　英治
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
新潟県新潟市中央区本町通12番町2749番地
第３片桐荘102号
債務者　星山まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
新潟県新潟市秋葉区東島133番地105
債務者　曽田　　豊
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９８号
新潟市西区山田724番地５　逢坂借家１号
債務者　大平美智子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２４号
新潟市秋葉区川口435番地２　グランデール202号、前住所新潟市江南区所島２丁目６番14号
債務者　圓山　一枝（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５０号
神戸市須磨区戎町５丁目１番７号、従前の住所神戸市須磨区千守町１丁目５番35―103号
債務者　澤井　朋子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１８号
神戸市灘区大石東町３丁目５番16号セルダンハイツ大石東302号
債務者　島　　幹人
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３９号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ54棟305号、従前の住所神戸市北区藤原台中町２丁目15番10号ロイヤルシャルム101号
債務者　森本　清志
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５０号
兵庫県明石市旭が丘15番20号　土肥マンション203号
債務者　髙瀬　博光
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７４号
神戸市垂水区山手４丁目４番21号ラピート６Ｘ102号
債務者　谷口　若世（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８６号
神戸市兵庫区中道通１丁目３番21―606号、従前の住所神戸市中央区東雲通３丁目４番９号
債務者　石橋奈津美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０６号
神戸市中央区神若通１丁目４番19―101号、従前の住所神戸市中央区国香通３丁目２番５号
債務者　秋山　祐樹
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部